

CITY OF YOKOHAMA

横浜市における 保育所等の整備等について

こども青少年局

保育対策課 こども施設整備課

2023年10月

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

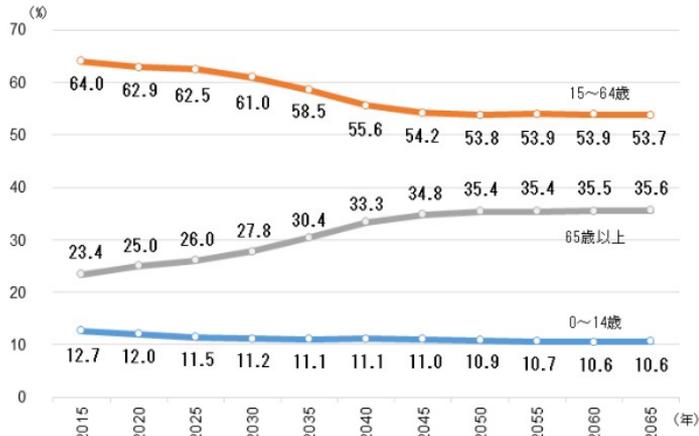
1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

- 横浜市は、政令指定都市で、日本最大の基礎自治体
- 少子高齢化が着実に進んでいるが、就学前児童数は2004年をピークにゆるやかな減少傾向



ただし申請率の上昇により、保育ニーズは上昇中

【横浜市の将来人口推計値 年齢3区分の割合】



資料：横浜市将来人口推計 政策局作成

面積	435.43	km ²	【参考】 横浜市人口ニュースNo. 1160 (令和5年4月1日現在)
人口	3,768,664	人	
世帯数	1,790,597	世帯	
世帯あたり 人数	2.10	人	【参考】 年齢別人口(令和5年3月末日)
0~5歳 児童数	155,332	人	
合計特殊 出生率	1.21	人	【参考】 横浜市合計特殊出生率の推移

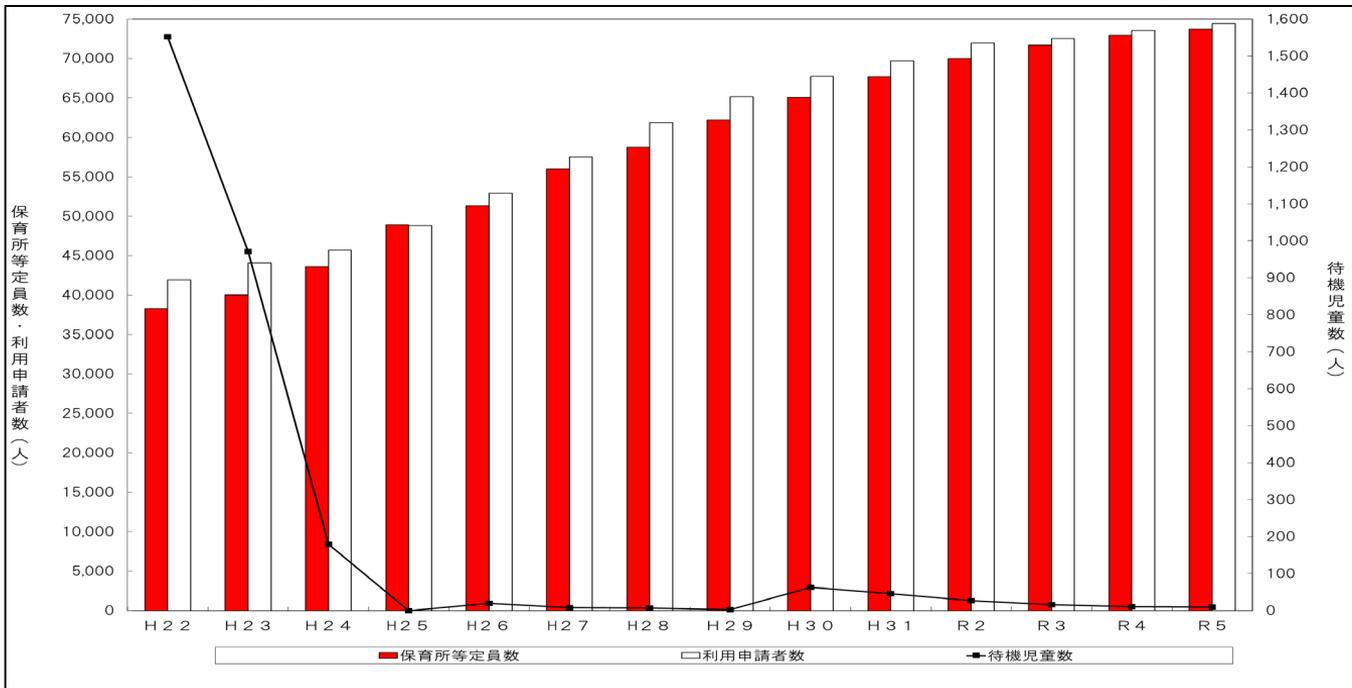
1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

● 整備による定員増を上回る勢いで、利用申請者数が伸長している。



引き続き、受け皿の確保が必要

【待機児童数等の推移】 資料：「令和5年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」より抜粋



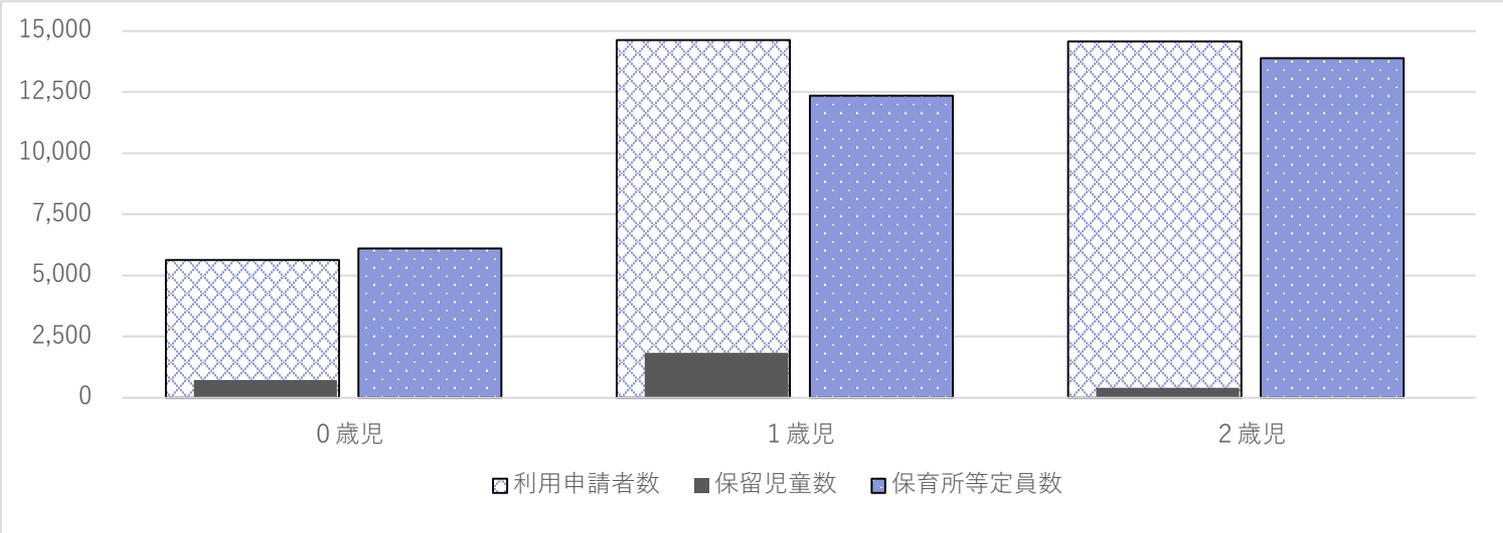
1 横浜市の概況と保育ニーズの状況

- 0歳児は定員数が申請者数を上回り、比較的余裕がある。
- 1・2歳児は申請者数に対し、定員数が不足している。※

また、保留児童数は**1歳児が全体の約7割**を占めている。

※ 定員数が不足する分は、定員外の受入れや、横浜保育室、年度限定保育事業等により、受入枠を確保。

【待機児童数等の推移】



2 保育ニーズへの対応 (受入枠確保への取り組み)

2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

保育ニーズへの対応は、地域ごと、年齢ごとに違いがあるため、全市一律でないきめ細やかな対策が、これまで以上に必要になっています。



本市では、さらなる受入枠の確保にあたり、
次の2点を中心に取り組んでいます。

2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

民間保育施設等の整備（新規整備）

マンション開発など、局所的なニーズへ対応するため、新しく保育施設等を設置していきます。新規整備が必要な地域を「整備が必要な地域」に設定し、内装整備費への補助事業等を実施しております。

※「整備が必要な地域」は、以下Webページご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>)

既存の保育・教育施設の活用

既存保育施設における定員構成の見直しや年度限定保育事業の実施による受入枠の確保のほか、既存保育所の増床・増築・改修等への補助事業等を実施しています。

※各種取り組みや補助事業等の詳細は、担当部署までお問い合わせください。

2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

民間保育施設等の整備（新規整備）

新規整備による受入枠確保

- ・ **認可保育所**

大規模マンション開発が進んでいる地域等では、引き続き、認可保育所の整備が必要となっています。

- ・ **小規模保育事業**

保育ニーズの高い1，2歳児の受入枠拡大のため、主に駅近のエリアでの整備を進めています。

- ・ **認定こども園**

本市では現在、幼稚園または認可保育所からの移行支援事業を実施しています。

- ・ **既存施設連携型1・2歳児園**

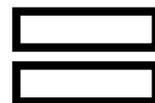
既存の保育・教育施設を運営している法人が、1，2歳児の受入れが可能な保育施設を設置・運営する事業を行っています。詳しくは次ページをご参照ください。

(参考) 既存施設連携型 1・2歳児園について

1, 2歳児
ニーズ



既存活用



既存施設連携型
1・2歳児園

市内において、**認可保育所**、**認定こども園**（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園）又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている**幼稚園**のいずれかの施設の運営事業者が、自らが運営する保育所等を3歳児以上の受入先として活用し、新たに1, 2歳児の受入が可能な施設（**1・2歳児保育所**）を**駅近くに整備**する場合に補助金を交付する事業です。

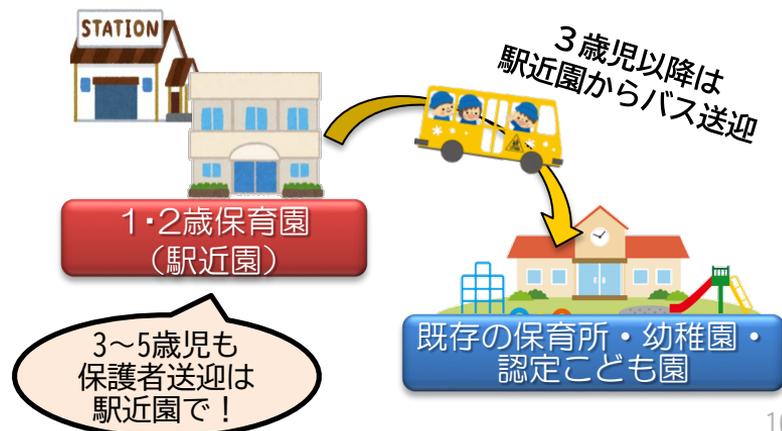
◆ **多様な運営形態**を選択できます。

1・2歳児園の運営形態は、**認可乳児保育所**、**認可保育所の分園**又は**小規模保育事業**（A型又はB型）のいずれかを選択し、整備いただきます。

◆ **受け入れ先の既存施設への補助**

1・2歳児園の卒園児の進級先となる**既存施設**について、受入枠拡大に伴い、**補助金（改修費）**の交付を受けられる場合があります。※

※内装整備補助事業や待機児童解消促進事業補助金の交付要件を満たすことが必要です。



3 令和6年度の保育所等の 整備（R7.4開所分）について

3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

(1) 認可保育所の整備方法について

	整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1	内装整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を補助	全ての法人	1年以上の運営実績
2	建設費補助（※） （法人所有地）	事業者が確保した用地において、認可保育所を整備するために必要な建設費等の一部を補助	社会福祉法人 学校法人 公益社団法人 公益財団法人	1年以上の運営実績
3	自主財源整備	事業者の自主財源による認可保育所の整備	全ての法人	不要
4	横浜保育室からの認可移行	認可保育所への移行にあたり、移転や改修等に必要な経費の一部を補助	横浜保育室 運営事業者 又は関連法人	（既存園対象）

※対象地域を重点整備地域に絞ったうえで2か年事業としています。

整備相談及び整備状況によって募集の時期を決定いたしますので、具体的な募集スケジュール等は今後HPでご確認ください。

3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

(2) 令和6年度の整備に向けたスケジュール

以下のスケジュールは、現時点での見込みのため変更になる場合があります。
各募集の詳細は市HPに随時掲載していきますので、そちらをご確認ください。

重点相談期間

令和5年10月13日～11月30日

内装整備費補助事業

自主財源整備事業

既存施設連携型1・2歳児園整備費補助事業

第一次募集

令和6年1月下旬～2月中旬

第二次募集

4月中旬～5月中旬

建設費補助（公有地貸付／法人所有地）

第一次募集

未定（※）

※ 整備相談及び整備状況により募集の時期を決定いたしますので、
具体的な募集スケジュール等は今後HPでご確認ください。

3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

(2) 令和6年度の整備に向けたスケジュール

内装整備費補助事業（一次募集）の場合、保育所が開所するまでの一般的な流れは以下の通りです。

R5年		R6年											R7年			
10月	…	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
重点相談		近隣説明 内装整備費補助事業（一次募集）	審査	採択結果の通知（※1）	近隣説明・実施設計着手		実施設計の審査	補助金交付申請	内装工事入札	内装工事着工		認可・確認申請書の受付		工事完了・完了報告	開所準備	開所（※2）

※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可を確定するものではありません。

※2 4月開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

令和5年度から、より必要な工事期間を確保するため、実施設計審査の持ち込み日期限日が1か月前倒しになりました。

3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

(3) 補助対象及び補助内容（認可保育所）

内装整備費補助事業

➤ 新設認可保育所・分園の整備（新築・既存ビルの改修等）

新築・既存ビルの改修等により認可保育所を整備するために必要な経費の一部を横浜市が補助します。

※ 整備予定地が「整備が必要な地域」に指定されている必要があります。

（整備が必要な地域一覧）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>

※ 新設の場合は、原則として定員60人以上とします。

※ 分園の場合は、原則として定員45人以下とします。

※ 定員構成については、敷地規模や地域の実情等を踏まえて横浜市との協議に応じさせていただきます。なお、保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

(3) 補助対象及び補助内容（認可保育所）

内装整備費補助事業（令和5年度募集ベース）

		補助内容																														
整備費	工事費（改修費）	建築物の改修等（改修、新築の設備整備、増築）に必要な工事請負費 ※対象外：賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等																														
	工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の2.6%を上限とする。）																														
	備品費	施設整備に必要な備品購入費（1品5千円以上の備品、実行備品単価（上限3万2千円）×定員が上限）																														
	大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費（1品10万円以上のものとし、350万円を上限とする。）																														
	限度額	<p>①改修費等の補助限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>【定員】</td> <td>【補助限度額】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90人以上</td> <td>6,000万円</td> <td>(8,000万円×3/4)</td> </tr> <tr> <td>50人～90人未満</td> <td>4,500万円</td> <td>(6,000万円×3/4)</td> </tr> <tr> <td>50人未満</td> <td>6,000万円</td> <td>×(定員数/50人)×3/4</td> </tr> </table> <p>②休憩室等を整備した場合の補助金額</p> <table border="0"> <tr> <td>【定員】</td> <td>【補助限度額】</td> <td>【休憩室等基準面積】</td> </tr> <tr> <td>90人以上</td> <td>322.5万円</td> <td>(430万円×3/4) 24m以上</td> </tr> <tr> <td>50人～90人未満</td> <td>247.5万円</td> <td>(330万円×3/4) 18m以上</td> </tr> <tr> <td>36人～50人未満</td> <td>195万円</td> <td>(260万円×3/4) 14m以上</td> </tr> <tr> <td>36人未満</td> <td>142.5万円</td> <td>(190万円×3/4) 10m以上</td> </tr> </table> <p>③0歳児未設定加算</p> <p>0歳児定員を設けない場合に加算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>【加算条件】</td> <td>【補助限度額】</td> </tr> <tr> <td>0歳児定員を未設定</td> <td>225万円 (300万円×3/4)</td> </tr> </table>	【定員】	【補助限度額】		90人以上	6,000万円	(8,000万円×3/4)	50人～90人未満	4,500万円	(6,000万円×3/4)	50人未満	6,000万円	×(定員数/50人)×3/4	【定員】	【補助限度額】	【休憩室等基準面積】	90人以上	322.5万円	(430万円×3/4) 24m以上	50人～90人未満	247.5万円	(330万円×3/4) 18m以上	36人～50人未満	195万円	(260万円×3/4) 14m以上	36人未満	142.5万円	(190万円×3/4) 10m以上	【加算条件】	【補助限度額】	0歳児定員を未設定
【定員】	【補助限度額】																															
90人以上	6,000万円	(8,000万円×3/4)																														
50人～90人未満	4,500万円	(6,000万円×3/4)																														
50人未満	6,000万円	×(定員数/50人)×3/4																														
【定員】	【補助限度額】	【休憩室等基準面積】																														
90人以上	322.5万円	(430万円×3/4) 24m以上																														
50人～90人未満	247.5万円	(330万円×3/4) 18m以上																														
36人～50人未満	195万円	(260万円×3/4) 14m以上																														
36人未満	142.5万円	(190万円×3/4) 10m以上																														
【加算条件】	【補助限度額】																															
0歳児定員を未設定	225万円 (300万円×3/4)																															
貸間工事補助料の期	対象期間	工事契約締結後、着工日から開園日の前日まで																														
	限度額	月額50万円 (100万円×1/2) ※ 期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算																														

3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

(3) 補助対象及び補助内容（認可保育所）

内装整備費補助事業（令和5年度募集ベース）

開所後の賃借料補助の概要（建物を賃貸する場合）

	上限額	補助率	補助期間
整備が必要な地域	補助基準面積 × 月額 3,000 円	1 / 2	5年
重点整備地域	補助基準面積 × 月額 3,000 円	2 / 2	10年

例えば…60人定員の保育所の場合の賃借料補助上限額

整備が必要な地域 ➤ 年額 669万6千円

重点整備地域 ➤ 年額 1,339万2千円

※ 補助期間終了後は公定価格の賃借料加算（年額 約560万円）が適用になります。

	定員	補助基準面積
補助基準面積	20人～30人	9.4㎡ × 定員
	31人～39人	282㎡
	40人～45人	7.2㎡ × 定員
	46人～52人	324㎡
	53人～60人	6.2㎡ × 定員
	61人～71人	372㎡
	72人～89人	5.2㎡ × 定員
	90人～	468㎡

※ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。

3 令和6年度の保育所等整備（R7.4開所分）について

(4) 福祉のまちづくり条例への適合基準の緩和

原則として、『横浜市福祉のまちづくり条例』の適合を求めています。次の設備については協議により緩和が可能です。

（あくまでも、待機児童対策としての時限的措置であり、今後の状況により変更になる場合があります。）

緩和可能な設備	新築／既存建物の改修
エレベーター (保育室が1・2階のみの場合)	設置不要 (※)
オストメイト用水栓器具	簡易設備で可
点状ブロック	屋内のみ設置不要

※ エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者便房が必要です。なお、駐車場（車いす使用者駐車施設）を設ける場合は、福祉のまちづくり条例に適合したエレベーターの設置が必要です。

4 令和6年度の小規模保育事業の 整備（R7.4開所分）について

4 令和6年度の小規模保育事業の整備（R7.4開所分）

(1) 小規模保育事業の整備方法について

	整備区分	整備方法	対象法人	必要な運営実績
1	整備費補助	事業者が確保した建物において、改修等により小規模保育事業を整備するために必要な経費の一部を補助。	全ての法人	2年以上の運営実績 (開所日時点)
2	自主財源整備	事業者の自主財源による小規模保育事業の整備。	全ての法人	不要

(2) 整備に向けたスケジュール

重点相談期間

令和5年10月13日～11月30日

整備費補助及び自主財源整備

第一次募集

令和5年2月中・下旬～4月上旬

第二次募集

5月下旬～6月中旬

4 令和6年度の小規模保育事業の整備（R7.4開所分）

(3) 令和6年度の整備に向けたスケジュール

小規模保育事業が開所するまでの一般的な流れ（小規模保育事業（一次募集）の場合）

R5年				R6年								R7年				
10月	…	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
重点相談		小規模保育事業 一次募集	近隣説明	面接	審査	近隣説明・ 実施設計の通知 (※1)	実施設計の 審査		補助金交付申請	内装工事入札 内装工事着工		認可・確認申請書の 受付		工事完了 ・ 完了報告	開所準備	開所(※2)

※1 補助事業の対象法人としての審査結果通知であり、認可を確定するものではありません。
 ※2 4月開所を厳守してください。年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

令和5年度から工事期間をより長期的に確保するため、募集時期を1か月早めるとともに実施設計審査の持ち込み期限日を前倒しました。

4 令和6年度の小規模保育事業の整備（R7.4開所分）

(4) 補助対象事業者

次の全てに該当し、法人格を有するものとします。

ア 法人格を有するものとします。

（政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等を除く。）

イ 小規模保育事業を設置・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。

ウ 「整備が必要な地域(※)」に指定されているエリアにおいて、整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。（賃借物件による場合は、横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱第14条による）

※ 整備が必要な地域一覧：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>

エ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。

（例：不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。）

オ その他、市長が不相当と認める事由を有しないこと。

【補助金を活用する場合】

上記ア～オに加えて、令和5年4月1日から申請時点まで継続して、認可保育所・幼稚園・認定こども園・横浜保育室・自治体の認証保育所・地域型保育事業（居宅訪問型保育事業は除く）・認可外保育施設のいずれかを運営していること。

4 令和6年度の小規模保育事業の整備（R7.4開所分）

(5) 補助内容（小規模保育事業A型の場合）（令和5年度募集ベース）

整備費	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費（改修費） ・備品費（1品5千円以上が補助対象。定員数×3万2千（上限）×3/4）
	上限額	2,200万円
	加算	<p>ア 0歳児定員を設けない場合に上記上限額に300万加算します。 （1歳児定員を設定しない場合は、対象外です。）</p> <p>イ 休憩室等の機能を備え、専用に区画された居室を6㎡以上確保した場合に上記上限額に100万円加算します。</p>
	補助率	市長が認めた対象経費の3/4とします。
	限度額	<p>≪加算なし≫ 1,650万円（2,200万円×3/4）</p> <p>≪加算あり（ア・イ両方適用した場合）≫ 1,950万円（2,600万円×3/4）</p>
賃借料	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設における申請事業のための令和6年4月以後の賃料発生日から開所日前日までの月額賃借料。（賃借料免除期間は補助対象外です。） ・礼金 最大6か月分までの金額 <p>※貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係である場合は、補助対象外となります。</p>
	補助率	市長が認めた対象経費の4分の3とします。
	限度額	22万5千円（30万円×3/4）／月（賃借料・礼金とも共通） ただし、1カ月に満たない月は実日数にて日割り計算とします。

4 令和6年度の小規模保育事業の整備（R7.4開所分）

(6) 連携

小規模保育事業は、卒園後の進級先の確保が義務付けられています。また、認可保育所と比べ、施設規模や定員が少人数であることから、集団保育の機会設定など保育内容の支援等を担っていただく連携先が必要となっています。

● 連携内容

卒園後の進級先の確保



確保した進級先へは優先的な入所ができるため保護者が園を選ぶ際の一つのポイントとなります。

保育内容の支援



合同保育等を行うことで、卒園児、保護者、保育者ともに安心した環境で進級できます。

代替保育の提供（任意）

5 整備にかかる諸注意事項

【凡例】

保育所

認可保育所の整備に適用されるもの

小規模

小規模保育事業の整備に適用されるもの

5 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(1) 建物の要件

保育所

小規模

- ・ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。
- ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと。（昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震診断を実施して新耐震基準と同等の耐震性を有するもの又は耐震補強済みのもの）

検査済証の無い既存施設でも一定の要件を満たせば、保育所等の整備が可能です。
（令和元年12月に「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱」を改正。）改正により法人が法適合を証明できる場合は整備が可能となりました。詳細は担当までお問い合わせください。

5 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(2) 周辺環境

保育所

小規模

繁華街や駅近辺の物件で、周辺に『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条』に該当の営業所が所在している場合は、申請を受理できないこともあります。予め、所管警察署へ営業所の有無をご確認のうえ、ご相談ください。

区別	営業種別	児童福祉施設からの制限距離
許可営業	接待飲食等営業、遊技場営業	70m（商業地域は30m）
	特定遊興飲食店営業	30m（深夜に入所させる場合）
届出営業	性風俗関連特殊営業	200m

5 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(3) 土砂災害警戒区域

保育所

小規模

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)は、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、新たな整備計画地とすることはできません。

※整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、必ずご確認をお願いします。

(参考：神奈川県土砂災害ポータル)

<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

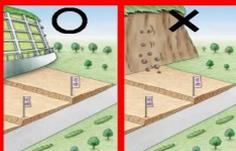
警戒区域では

警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村等】

『避難確保計画の作成、 避難訓練実施』の義務

平成29年6月19日施行

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられません。【都道府県】

5 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(4) 屋外遊戯場について

保育所

小規模

2歳以上の幼児1人につき、3. 3㎡以上の専用の屋外遊戯場が必要ですが、以下の条件を満たす場合は、面積の緩和が可能です。

面積	緩和条件
基準面積確保	—
面積1 / 2までの緩和	・公園、広場、寺社境内等まで概ね5分以内 (※)
プール遊び場の確保 (約30㎡)	・駅の最寄り出口から直線300m以内 ・公園、広場、寺社境内等まで概ね5分以内 (※)
【小規模保育事業のみ】 屋外遊戯場を確保できない場合 代替園庭で可	・公園、広場、寺社境内等まで概ね5分以内 (※)

※ 園児の徒歩60m/分とし、実経路で概ね300mとします。

(その他留意点)

- ・ピロティーなど、屋根、天井があり、建築面積に含まれる場所は、屋外遊戯場としては認められません。
- ・用地が不足し、地上に利用可能な場所が無い場合は、屋上に屋外遊戯場を設置することもできますが、便所、水飲み場、防災上の設備の設置が必要です。

5 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(5) 標準的な面積について

保育所

※面積及び設備などはあくまでも定員60人の認可保育所を想定した参考モデルであり、立地状況等により異なります。

室名		面積※	備考		
必ず必要な設備	乳児室又はほふく室	12㎡	基準定員面積	0歳 3人× 3.3㎡=9.9㎡	小規模
		32㎡		1歳 8人× 3.3㎡=26.4㎡	
	保育室又は遊戯室	24㎡		2歳 10人×1.98㎡=19.8㎡	
		93㎡		3歳～5歳 各13人 39人×1.98㎡=77.22㎡	
	調理室	25㎡	前室含む	小規模	
	医務室・事務室	25㎡	事務室の設置は任意、医務室は必置（事務室と兼用可）	小規模	
便所	25㎡	大人用・車いす対応トイレ等含む	小規模		
任意で設ける設備	調乳室	3.5㎡	0歳児保育実施の場合は、調理室とは別に設けることが望ましいです		
	沐浴室	8㎡	0歳児保育実施の場合は必要です		
	一時保育室	30㎡	建設費補助の場合は必須です		
	子育て支援スペース	15㎡	相談者のプライバシー配慮のため、専用のスペースが望ましいです		
	保育士休憩室・更衣室	18㎡	働きやすい職場づくりに向けて、一定の広さの面積を確保してください		
その他	130㎡	廊下・階段・倉庫等			
計	440.5㎡	2階建			
屋外遊戯場	161.7㎡	2歳児以上（49人）×3.3㎡	※条件により緩和可能	小規模	
敷地面積	300㎡～500㎡程度				

5 整備にかかる諸注意事項

●整備計画地を選定する際の留意点

(6) 休憩室・更衣室について

保育所

小規模

※ 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備する場合は補助額を増額します。

平成30年度に実施した保育士意識調査等から、勤務を続けていくうえで又は転職・退職のきっかけにおいて、職場環境が重視される傾向が見受けられます。

働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室・更衣室(男女別)の確保をお願いします。

勤務を継続する際に特に重視する上位5項目 (%)

		現役保育士
1	職場の雰囲気	21.5
2	給与	20
3	通勤時間	10.9
4	施設長の考え方	7.5
5	勤務時間	6.5

転職・退職する際に特に重視する上位5項目 (%)

		現役保育士
1	職場の雰囲気	22.4
2	給与	17.8
3	施設長の考え方	13.6
4	事務仕事の量	6.7
5	勤務時間	6.6

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(1) 定員について

保育所

定員構成は、各区こども家庭支援課と協議のうえ、設定してください。

※0歳児定員を設けない場合は補助額を増額します。（当該補助は保育所だけでなく、小規模保育事業の整備にも適用します。）

【定員設定の例】

定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
60人	0人	10人	11人	13人	13人	13人

1歳の新規受入枠10人確保！

90人	3人	12人	15人	20人	20人	20人
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----

1歳の新規受入9人確保

90人	0人	16人	17人	19人	19人	19人
-----	----	-----	-----	-----	-----	-----

1歳の新規受入枠16人確保！

**0歳枠削減による
1歳児の新規受入枠確保に
御協力をお願いします！**

0歳を設定しなかった場合

**周辺の地域型保育事業の
連携施設となるよう、
2歳児と3歳児の定員差の
設定をお願いします！**



<定員設定におけるポイント>

- ・ 定員は原則60人以上
- ・ 0歳児の受入枠を減、1歳児の受入枠を増

待機児童対策の観点から、最も保育ニーズが高い1歳児の受入枠が増えるような定員設定等をお願いいたします。（0歳児と1歳児の定員差が大きければ、それだけ1歳児からの新規受入れ児童数が増えます。）

- ・ 3歳児からの受け入れ枠

周辺の地域型保育事業の連携施設となるよう、2歳児と3歳児の定員差についてもお配慮ください。

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(2) 整備費用（目安）について <改修による整備の場合>

保育所

設計費	改修工事費の約4～8%程度
建物の改修費	規模や改修内容により異なりますが、定員60人程度の園の実績ベースで約8,000万円です。
工事監理費	改修工事費の約2～3%程度
その他	賃貸借物件の場合は、他に契約保証金、賃借料等が必要です。 (賃借料は定員60人の園で概ね120万円～150万円)

※ 整備費用については、独立行政法人福祉医療機構から資金の借入ができる場合があります。
借入申込にあたっては、本市からの意見書が必要になりますので、お早目にご相談ください。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構 (WAM - WAM NET (ワムネット))

福祉貸付事業について <https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

保育所

小規模

(3) 施設長予定者の要件について

新規整備する保育所等については、リーダーシップやマネジメント等の能力が高い施設長により、充実した保育を提供できるよう、次の要件を求めています。

ア 保育所等（※1）において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する方

イ a 又は b に該当する方。

ただし、「保育士等キャリアアップ研修」の受講を修了している主任保育士を配置してください。

a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する方

b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する方

ウ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する方

エ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する方

ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了することが必要です。

オ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する方

カ（小規模のみ）直近4か年のうち、保育所等において2年以上の実務経験を有すること

※1 保育所等⇒保育所、横浜保育室、認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。

※2 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験⇒保育士、幼稚園教諭等の資格を有し保育所等において常勤で勤務した経験

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(4) 施設長予定者の選考について

保育所

小規模

申請案件ごとに、面接を実施しています。

ア 出席者

- (ア) 法人代表者（法人役員による代行可）
- (イ) 施設長予定者
- (ウ) 主任保育士（施設長予定者の要件イに該当する場合）

イ 面接内容

- (ア) 法人や保育施設の運営に関すること
- (イ) 申請書に記載された内容に関すること
- (ウ) 施設長としての適格性に関すること ほか

新規園立ち上げに向けて、法人、施設長としての適格性を確認させていただきます。

施設長面接用資料の項目について、説明できるようにしてください。

ウ 注意事項

- (ア) 面接等において、施設長として不適格と判断される場合は、交代をお願いする場合があります。
- (イ) 応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になるため、原則として認めません。また、**開所後3年間**については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、**施設長の変更は原則として認めません。**

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(5) 社会福祉法人以外の者による整備について

社会福祉法人以外の者による保育所等の設置には、施設整備費とは別に次の費用が必要です。
(学校法人は第17条のみ対象)

横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱		保育所	横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱	小規模
第12条	保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。	第12条	第12条	家庭的保育事業等の年間事業費の6分の1に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
第17条	不動産の貸与を受けて設置する場合は、 ① 1年間の賃借料相当額 ② 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間分の賃借料相当額）の合計額を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を、安全性があり、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。			

※ 上記費用は、自己資金（開所後の保育所の委託費収入等を充当して返済することの無い資金）として確保が必要です。関連会社からの借り入れにより資金を調達する場合であっても、開所後に保育所の施設会計に借入金として計上し、返済することは認められません。
(「法人本部の借入金」として自己資金に含め、法人の他の事業等により返済することは可能です。)

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(6) 近隣対応について

保育所

小規模

保育所等整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

保育所等の整備と運営を円滑に行うためには、周辺住民等の理解と協力が必要です。整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

近隣要望等については、法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

整備予定地の区役所こども家庭支援課に相談の上、自治会町内会長及び近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）に対し、申請前に必ず「保育所等設置について申請を行う」旨を説明してください。

イ 採択後

保育所等整備について選定された後、建築確認申請もしくは用途変更の手続きを行う前に、速やかに地元自治会町内会、近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）に整備計画や運営等について保護者の送迎時の対応や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等も含めて説明してください。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明してください。

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(6) 近隣対応について

保育所

小規模

○ 自治会町内会長等への説明

市への事業相談と併せて、自治会町内会長等へ事業概要のご説明をお願いします。近隣住民への説明は、速やかに行うこととし、施設の設計や施工においては、近隣住民の要望を汲み取り、申請者の責任において解決を図るよう努めてください。横浜市から指示した場合は、ポスティングに限定せず、戸別訪問または説明会、あるいは両方を行ってください。

※自治会町内会長の連絡先は、区役所（こども家庭支援課）にご確認ください。

- 【相談事項】
- ・当該地の地域性及び保育所等整備を行う事への意見、要望の聴収
 - ・自治会町内会説明のタイミング、説明方法等の相談

5 整備にかかる諸注意事項

●事業計画での留意点

(6) 近隣対応について

保育所

小規模

○ 近隣住民への説明

「近隣住民」としては以下のような視点を基本に、より広く想定して説明を行ってください。

- ① 保育所整備予定地に隣接している方
- ② 運営上影響のある方
- ③ 工事車両の通行範囲
- ④ 「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」における近隣住民

施設的设计・施工にあたっては、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域へのご配慮をお願いいたします。

5 整備にかかる諸注意事項

●各種資料について

設備基準等の詳細内容については、以下Webページに資料を掲載しております。

(認可保育所等の整備)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

(整備の手引き)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

(施設運営・委託費について) ※最新の説明会資料をご参照ください。

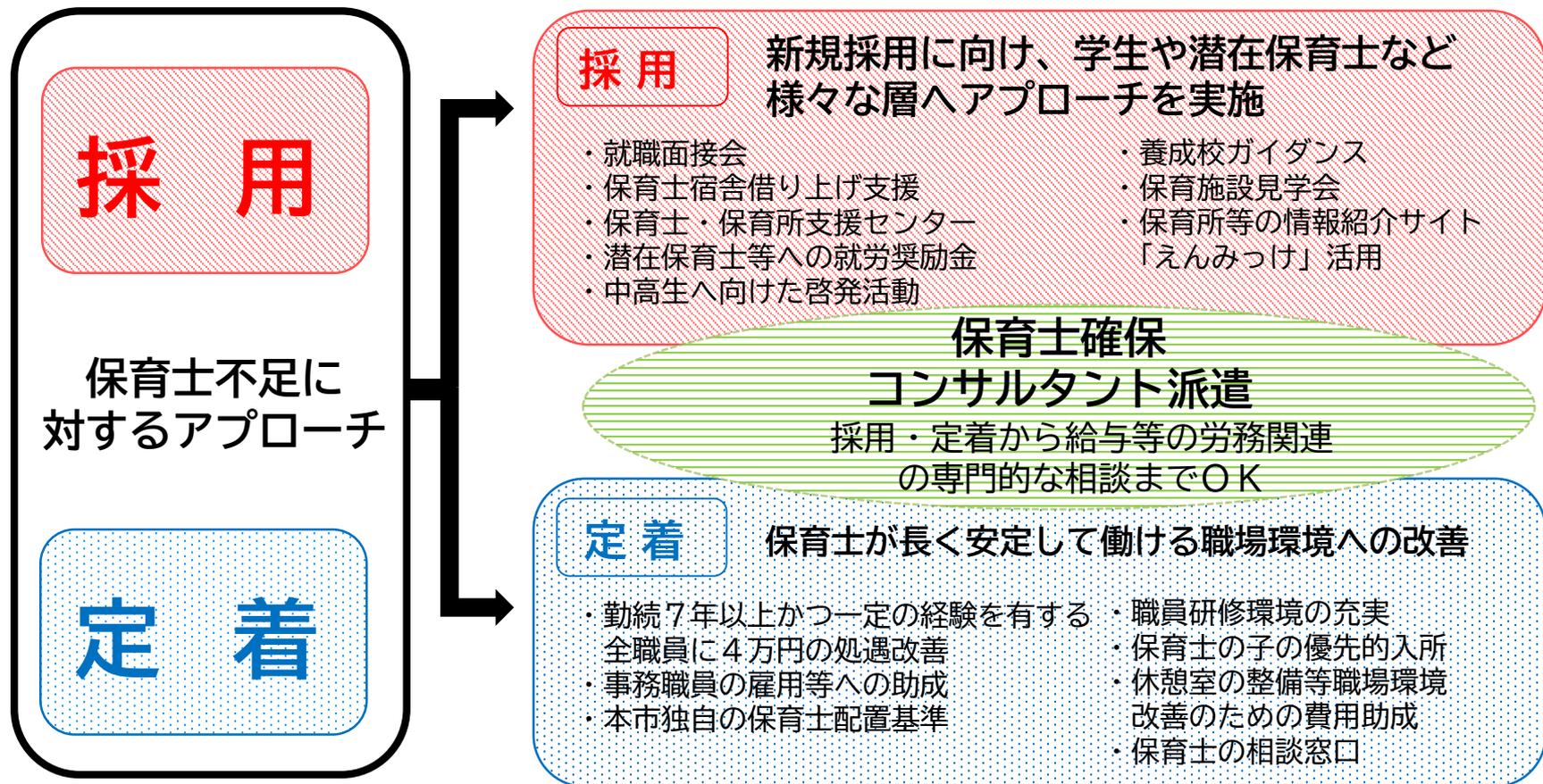
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html>

(適正な工期の設定、週休2日の確保、施工時期の平準化に関するお願い)

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/2023jigyousya.files/0059_20231006.pdf

6 保育士の確保・定着に向けた取り組み

6 保育士の確保・定着に向けた取り組み



6 保育士の確保・定着に向けた取り組み

保育士の確保に向けた取り組み

保育士・保育所支援センター（以下、「センター」）とは

保育士不足が深刻化する中で、増加する潜在保育士の掘り起こしを図るために神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の5県市で共同運営しています。

センターの具体的な取り組み

- ・ 保育に関する求職・求人情報を管理し、登録者に対して各自治体の就職情報提供を実施。
- ・ 保育士経験のあるコーディネーターが、求職者に対してサポートを行う。
また、求人票の記載方法や求人の出し方のアドバイス等のサポートも実施。
- ・ 定期的に保育士就職相談会を開催し、求人・求職双方のマッチングを実施。

センターを利用するには

センターでの求人掲載等は**無料**で行えますが、Web上での事業者登録が必要になります。

まずは必ず事業者登録をお願いします。詳細はセンターのHPで確認してください。

過去に事業者登録をして求人を出していても、3カ月で求人情報は消えてしまいますので、定期的な情報の更新をお願いします。

また、かながわ保育士・保育所支援センターを利用して就職した潜在保育士等には、横浜市から就労奨励金の交付も行っています。

まずは
登録